平成２３年（フ）第３９７３号
大阪市住吉区長居東１丁目７番15号501号室、住民票上の住所大阪府豊中市利倉西１丁目８番25―305号
債務者　松本　典久
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８５号
大阪市東淀川区菅原４丁目１番30号　サンフェスタ303号
債務者　髙丸　重光
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９８８号
大阪府豊中市曽根東町３丁目２番８―503号
債務者　木頃　雅章
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０３９号
大阪府豊中市曽根東町５丁目10番25―304号
債務者　駒山　雄史
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０６７号
兵庫県西脇市西脇1148番地の４
債務者　遠藤　清嗣
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０６８号
大阪市中央区徳井町２丁目４番５号　205
債務者　遠藤　幸蔵
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０９号
大阪市旭区高殿１丁目７番18号　ラウンド２高殿601号、申立時の住所大阪市旭区新森３丁目16番12号
債務者　嶽釜　正則
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７３号
大阪府大東市南津の辺町６番21号　山口方
債務者　岩本　満枝
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３３６号
大阪市淀川区新高４丁目10番29号
債務者　萩渡　有希
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３４４号
大阪府高槻市柱本新町12番Ａ16―401号
債務者　山原サチ子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３９４号
大阪府枚方市香里ケ丘２丁目10番地の１２―505
債務者　松岡　竜也
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４００号
大阪市平野区長吉長原東１丁目９番６―606号
債務者　志治　秀樹
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４５２号
大阪市阿倍野区晴明通16―６　ヒルトップハウス307号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区晴明通４番１―1105号
債務者　佐尾　和孝
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４９１号
大阪府守口市東郷通３丁目８番３―103号
債務者　三好　文夫
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３４号
大阪市中央区日本橋１丁目８番15号
債務者　長田　勅子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６０号
大阪市大正区千島２丁目１番16号千島マンション27号
債務者　新地　英子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６２号
大阪府枚方市禁野本町１丁目８番29号
債務者　奥田　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部